

品川区告示第 395 号

氏 名 小林 桃子

上記の者について、国税徴収法第54条に規定する通知書を郵送したところ、居所不明等につき返戻されたため、国民健康保険法第78条の規定により準用される地方税法第20条の2の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は区長が保管し、送達を受けるべき者の住所または居住が明らかになった場合は速やかに交付する。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 8 月 17 日

品川区長 森澤 恭子